

# 公益社団法人 3.11 みらいサポート 役員報酬規程

## (目的及び意義)

第 1 条 この規程は、公益社団法人 3.11 みらいサポート（以下「この法人」という。）の定款第 31 条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

## (定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、概ね週 3 日以上頻度で定期的にこの法人の事務所に出勤して、業務を遂行する者をいう。
- (3) 報酬等とは、認定法第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (報酬の支給)

第 3 条 この法人は、常勤役員職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員報酬は月額とする。
- 3 職員を兼務する常勤役員には、役員報酬のほかに、給与規定に定める職員としての給与を支払うことができる。

## (報酬等の額の決定)

第 4 条 この法人の常勤役員報酬月額は、別表第 1 「常勤役員報酬月額」のとおりとし、役員のうち各々の理事の別表「常勤役員報酬月額」の範囲内において、代表理事が理事会の承認を得て、決めるものとする。

## (報酬の支給日)

第 5 条 報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

## (報酬等の支給方法)

第 6 条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

- 第7条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

- 第8条 この法人は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補則)

- 第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

- 附則 この規程は、公益社団法人の設立の登記の日（平成27年7月1日）から施行する。法人名称変更後の規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表 常勤役員の報酬月額

- ・代表理事 20万円
- ・専務理事 20万円
- ・その他の理事 20万円